

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>(役員・従業員持株会に係る500名の取扱い)</p> <p>2-3 役員・従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下2-3において「開示府令」という。）第2号様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、<u>役員・従業員持株会</u>（開示府令第2号様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該役員・従業員持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。以下2-3において同じ。）を取得する場合における、令1条の7の2若しくは令1条の8の5に規定する500名は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となることが予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、<u>役員・従業員株式所有制度</u>における役員・従業員持株会による株券等の取得等が、<u>金融商品取引法</u>第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イからへまでに掲げる全ての要件に該当するものである場合には、当該役員・従業員株式所有制度を利用した役員・従業員持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>(従業員等持株会に係る500名の取扱い)</p> <p>2-3 従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下2-3において「開示府令」という。）第2号様式記載上の注意(47-2) aに規定する「従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、<u>従業員等持株会</u>（開示府令第2号様式記載上の注意(47-2) aに規定する「従業員等持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該従業員等持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。以下2-3において同じ。）を取得する場合における、令1条の7の2若しくは令1条の8の5に規定する500名は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となることが予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、<u>従業員株式所有制度</u>における従業員等持株会による株券等の取得等が、<u>金融商品取引法</u>第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イからへまでに掲げる全ての要件に該当するものである場合には、当該従業員株式所有制度を利用した従業員等持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。</p>